

# 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 おいらせ町企業協賛取扱要項

## 1 趣旨

この要項は、おいらせ町で開催される第80回国民スポーツ大会、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に関する企業協賛の取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

## 2 定義

この要項にある協賛企業とは、企業や団体などからの協賛（以下「協賛」という。）である。

## 3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発、歓迎装飾に関する物品、その他大会の運営に要する用具（以下「協賛物品」という。）の受け入れによるものとする。

## 4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポおいらせ町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与のいずれかとする。
- (3) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により申し込む。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受理したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品の搬入、据え付け、撤去などにかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

## 5 協賛として受けられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令や規則、公の秩序や良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動などに深くかかわると認められるもの
- (5) 売名行為に相当すると認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当ではないと認めるもの

## 6 協賛の表示

- (1) 協賛物品には協賛者の意向に応じて協賛の表示をすることができる。ただし、協賛物品に直接表示することができない場合は、その他の方法で表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示場所、文字の大きさなどデザインに関するものは実行委員会の承認を事前に得るものとする。

## 7 協賛に対する謝意

- (1) 協賛物品の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状を贈呈することができる。
- (2) 協賛に対する謝意の実施基準は別表第1のとおりとする。

## 8 協賛者の公表

- (1) 協賛物品の提供を受けたときは、必要に応じておいらせ町ホームページや公式SNS、広報紙などにその旨を掲載することができる。
- (2) 協賛者を公表する基準は、別表第2のとおりとする。

## 9 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は大会終了までとする。

## 10 その他

- (1) 個人協賛は原則として求めない。ただし、申し出があった場合は実行委員会で協議したうえで対応する。
- (2) 協賛物品は市場価格に金額換算して対応する。金額換算が難しいものについては別途協議のうえで対応する。
- (3) 贈呈式は協賛者の意向を確認したうえで行う。
- (4) 愛称を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。ただし、事前に実行委員会に内容を確認するものとする。

**[例] ○○○は青の煌めき国スポ・障スポおいらせ町開催競技の協賛企業です  
○○○は青の煌めき国スポ・障スポおいらせ町開催競技を応援しています**

### 別表第1

協賛総額（相当額）	贈呈物	対応方法	贈呈者
20万円以上	感謝状、記念品	贈呈式	実行委員長 (町長)
20万円未満 5万円以上			副実行委員長 (教育長)
5万円未満	礼状	郵送	—

### 別表第2

協賛総額 (相当額)	ホームページ、 SNSほか	報告書	愛称を使用 したフレーズ
5万円以上	協賛者名、 写真記事掲載	協賛者名 掲載	使用可
5万円未満	協賛者名掲載		